

経支第161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づき習志野市から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年5月8日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン東習志野

習志野市東習志野六丁目2213番地6

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 意見の概要

習志野市環境保全条例の騒音の規制基準値を遵守すること。また、機器類の配置変更や増設がある場合は当該条例に定めた必要な手続きを行うこと。

4 意見書提出年月日

令和8年3月25日

5 意見書の縦覧期間

令和8年5月8日から6月8日まで。